

千葉県立保健医療大学管理規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）と健康保険法等に基づく被保険者証（いわゆる保険証）との一体化が行われた。

また、改正法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号）により、令和6年12月2日から被保険者証の新規交付が行われなくなった。

以上を踏まえ、千葉県立保健医療大学管理規則における保険証の提示を求める規定等について見直しを行い、その結果に基づき所要の規定整備を行った。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和8年4月1日